

2020年6月2日

## 企業の福利厚生制度を支える団体保険取扱いの拡充

～定年延長にも対応できるよう契約年齢範囲を85歳まで拡大～

～健康経営割引商品の提供拡大～

第一生命保険株式会社（社長：稲垣 精二、以下「当社」）は、企業（団体）における、従業員（所属員）の福利厚生制度の充実と健康増進のサポートに向け、団体保険の取扱いを拡充します。

企業（団体）における定年延長や、定年制度の撤廃による継続雇用年齢引上げの動きを受け、高齢者の就業促進に貢献すべく、**2020年10月より「新医療保障保険（団体型）」における契約年齢範囲の上限を、現行の70歳から85歳に引き上げます。**

あわせて、従業員（所属員）が健康で長く働き続けることも喫緊の課題となっている中、企業（団体）の健康経営の取組みを支援し、従業員（所属員）が安心して長く働き続けられる環境づくりをサポートすべく、昨年発売した3大疾病（所定のがん・心筋梗塞・脳卒中）等に備える「3大疾病サポート保険（団体型）」<sup>1</sup>に続き、**当社所定の条件を満たす健康経営優良法人<sup>2</sup>について、「団体定期保険」の保険料を割引します。**

当社は引き続き、**企業（団体）における従業員（所属員）の高齢化にも対応した福利厚生制度の充実、ならびに健康増進に向けた商品やサービスのご提供を通じて、お客さま一人ひとりが望むしあわせな人生や生き方の実現（＝QOL（Quality of Life）向上への貢献）**に向け取り組んでいきます。

### <商品等詳細>

#### **（1）契約年齢範囲の拡大（対象：新医療保障保険（団体型））**

2020年10月1日から、契約年齢範囲の上限を現行の70歳から85歳に引き上げます。

#### **（2）「団体定期保険健康経営割引特約」の新設（対象：団体定期保険）**

2020年10月1日から、「健康経営優良法人（大規模法人部門）に認定されていること」等、当社所定の適用条件<sup>3</sup>を満たす団体定期保険契約の主契約の保険料を割引します。

この資料は2020年4月時点の商品（特約）の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご契約にあたっては「ご契約のしおり-約款」を必ずお読みください。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

<sup>1</sup> 商品詳細は右記 URL よりご確認ください→[https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2019\\_017.pdf](https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2019_017.pdf)

<sup>2</sup> 健康経営優良法人とは、「地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している」（出典：経済産業省ウェブサイト（[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenkoukeiei\\_yuryouhouzin.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html)））法人として経済産業省の健康経営優良法人認定制度にもとぎ顕彰された法人です。

<sup>3</sup> 引受には一定の要件があります。詳しくは当社営業担当者までお問合せください。